

藤沢市個人情報保護制度運営審議会答申第 8 5 5 号

2 0 1 7 年（平成 2 9 年）6 月 8 日

藤沢市長 鈴木 恒夫 様

藤沢市個人情報保護制度
運営審議会会長 畠山 関之

災害に係る通信，出動命令等の消防指令業務に係る個人情報を目的外に提供すること及び目的外に提供することに伴う本人通知の省略について（答申）

2 0 1 7 年（平成 2 9 年）5 月 2 2 日付けで諮問（第 8 5 5 号）された災害に係る通信，出動命令等の消防指令業務に係る個人情報を目的外に提供すること及び目的外に提供することに伴う本人通知の省略について次のとおり答申します。

1 審議会の結論

- (1) 藤沢市個人情報の保護に関する条例(平成 1 5 年藤沢市条例第 7 号。以下「条例」という。)第 1 2 条第 2 項第 4 号の規定による目的外に提供する必要性があると認められる。
- (2) 条例第 1 2 条第 5 項の規定による目的外に提供することに伴う本人通知を省略する合理的理由は、「3 審議会の判断理由」の(2)に述べるところにより認められる。

2 実施機関の説明要旨

実施機関の説明を総合すると，本事務の実施に当たり個人情報を目的外に提供する必要性及び目的外に提供することに伴う本人通知を省略する合理的理由は次のとおりである。

(1) 諮問に至った経過

神奈川県藤沢警察署司法警察員から，刑事訴訟法第 1 9 7 条第 2 項に基づき，捜査のため 1 1 9 番通報内容の照会がなされた。刑事訴訟法第 1 9 7 条第 2 項の規定は目的外のために提供しなければならないことが義務付けられている場合に該当せず，実施機関の裁量に委ねられている場合に該当するため，戸部警察署司法警察員に生活保護受給者情報を目的外に提供することについて，藤沢市個人情報の保護に関する条例第 1 2 条の規定に基づき，藤沢市個人情報保護制度運営審議会に諮問するものである。

(2) 通報内容に係る個人情報を目的外に提供することについて

ア 目的外に提供する個人情報

2 0 1 7 年（平成 2 9 年）4 月 1 6 日午後 4 時 3 3 分の 1 1 9 番入電時の通報内容を含む音声データ

イ 目的外に提供する相手方
神奈川県藤沢警察署司法警察員

ウ 目的外提供の根拠規定
刑事訴訟法第197条第2項

エ 目的外提供に対する実施機関の考え

(ア) 照会の法的位置づけ

本件の個人情報の目的外提供に係る照会は、刑事訴訟法第197条第2項に基づくものである。

刑事訴訟法第197条第2項は「捜査については、公務所又は公私の団体に照会して必要な事項の報告を求めることができる。」としており、官庁・公共団体その他のものに対する照会による報告の請求権を認めたものであるが、その照会に応じなければならない拘束力はない。

しかし、本件照会は、正当な請求権を有した戸部警察署司法警察員によって行われたものであり、受け取った情報について守秘義務が課せられている。また、捜査の適正かつ迅速な対応のために行うものである。

(イ) 目的外に提供する必要性

今回の照会の具体的な必要性について神奈川県藤沢警察署司法警察員に問い合わせたところ、通報人である母親は生後3ヶ月である娘に対し「ビニール袋を顔に被せた」と家族に言い、家族から藤沢警察署に通報があり事件の捜査を行っているとの説明があった。また、現在母親は、入院中であるとの説明もなされた。通報内容を記録した音声により、通報時の状況、母親の状態、娘の状態がどのように話されているかを確認したいとのことである。

本件の目的外に提供する個人情報は、災害に係る通信、出移動命令等の消防指令業務に係る個人情報であり、他の代替手段が想定し難いものである。

よって、本件の目的外提供に係る個人情報の内容と趣旨等を勘案した結果、本件の照会に応じる必要があるものと判断する。

(3) 目的外に提供することに伴う本人通知の省略について

個人情報を目的外に提供する場合、当該個人情報の帰属者に対してあらかじめその旨を通知すべき義務が実施機関に存している。

しかし、本件の目的外提供は、捜査のために行うものであり、照会対象者が犯行に関与している可能性があるため、本人通知をした場合には、当該捜査の遂行に支障が生じることから、本人に通知しないことについて合理的理由があると認められるため、当該通知を省略することとしたい。

(4) 提出書類

ア 捜査関係事項照会書

イ 回答書(案)

ウ 個人情報取扱事務届出書

3 審議会の判断理由

当審議会は、次に述べる理由により、審議会の結論(1)及び(2)のとおり判断

をするものである。

(1) 目的外に提供する必要性について

本件照会は、正当な請求権を有した神奈川県藤沢警察署司法警察員によって行われたものであり、本件照会の具体的必要性については、通報人である母親が生後3ヶ月である娘に対し「ビニール袋を顔に被せた」と家族に言い、家族から藤沢警察署に通報があったことから事件の捜査を行っており、現在、母親が入院中であるため、通報内容を記録した音声により、通報時の状況、母親の状態、娘の状態をどのように話していたかを確認したいとのことである。

また、実施機関では、本件の目的外に提供する個人情報は、災害に係る通信、出動命令等の消防指令業務に係る個人情報であり、他の代替手段が想定し難いものである、としている。

以上のことから判断すると、目的外に提供する必要性があると認められる。

(2) 目的外に提供することに伴う本人通知を省略する合理的理由について

個人情報を目的外に提供する場合、当該個人情報の帰属者に対してあらかじめその旨を通知すべき義務が実施機関に存しているが、本件の目的外提供は捜査のために行うものであり、本人通知をした場合には、当該捜査の遂行に支障が生じるとの説明であったが、捜査の遂行に支障が生じるか否かについて現に捜査機関には確認をしていないとのことなので、捜査機関に確認し、実施機関が捜査に支障が生じると判断できれば、目的外に提供することに伴う本人通知を省略する合理的理由があると認められる。

以 上